

マレーシア：雇用サービスに影響を与えるサービス税の動向

従業員コストの回収には、追加のサービス税が課されるようになった

改訂されたガイダンスにより、課税対象範囲が拡大され、出向の条件が厳格化され、B2B およびグループ間控除が排除された。

概要

マレーシア王立税関局（以下「税関」）は、2026 年 6 月 9 日、雇用サービスに関するサービス税ガイドの第 4 版（以下「2026 年ガイド」）を公表した。2026 年ガイドでは、①顧客から回収する一定の従業員関連費用を雇用サービスの課税対象額に含めること、②出向契約がサービス税の適用対象外となるための要件として 2 つの新たな条件を追加すること、③企業間取引（B2B）免除およびグループ免除が雇用サービスには適用されないことを明確化することの 3 点が主な変更点として示されている。人材提供、労働力供給、人材紹介その他これらに類するサービスを提供または利用する企業は、既存の契約、請求書およびサービス税の取扱いを見直すことが推奨される。

連絡先

Adeline Wong
パートナー
クアラルンプール

Yvonne Beh
パートナー
クアラルンプール

詳細

雇用サービスは、「2018 年サービス税規則」別表第 1 のグループ G 第(j)項に基づき課税対象となる。課税対象サービスには、従業員の出向による雇用サービスおよびマレーシア国外での雇用に関する雇用サービスを除き、あらゆる種類の雇用サービスが含まれる。

1. 従業員関連費用の回収が課税対象となった

- 2019 年 8 月 5 日付の雇用サービスに関する税関ガイド（以下「2019 年ガイド」）および 2024 年 5 月 14 日付の同ガイド（以下「2024 年ガイド」）では、顧客から上乗せ（マークアップ）なしで回収される一定の従業員関連費用については、課税価額から**除外する**ことが認められていた。これには、報酬等、levy（賦課金）、マレーシアへの渡航費、就労許可証、保険料および義務付けられた健康診断費用が含まれる。
- これに対し、2026 年ガイドでは異なる取扱いが採用されている。給与、賃金、SOCSSO および EPF に係る拠出金その他の従業員関連費用は、たとえ上乗せなしで回収される場合であっても、課税価額の一部を構成するものとされている。
- 例えば、サービス提供者が労働者の供給について 12,000 リンギットを請求し、さらに労働者に係る levy（賦課金）の立替費用 1,000 リンギットを回収する場合、サービス税は合計 13,000 リンギット全額に対して課される。税率が 8% の場合、納付すべきサービス税額は 1,040 リンギットとなる。
- この変更により、給与費用その他の従業員関連費用を顧客に請求しているサービス提供者にとっては、サービス税負担が増加する可能性がある。

2. 出向に関する追加要件

出向については引き続きサービス税の課税対象外とされる。2019 年版ガイドおよび 2024 年版ガイドでは、以下の 5 つの要件を満たす必要があった。

- ・ 従業員が一時的に出向し、出向期間終了後に元の雇用主に復帰すること。
- ・ 元の雇用主との雇用関係が継続していること。
- ・ 出向期間中、従業員が出向先企業のためにのみ勤務すること。
- ・ 出向先企業が当該従業員を全面的に管理していること。
- ・ 出向先企業が従業員の報酬を直接または間接的に負担し、追加的な手数料等が課されないこと。

2026 年版ガイドでは、さらに以下の 2 つの要件が追加された:

- ・ 元の雇用主と出向先企業との間で出向契約が締結されていること。
- ・ 元の雇用主が、雇用サービスの提供以外の事業活動を営んでいること。

3. B2B 免税およびグループ控除は適用されない

- ・ 2026 年版ガイドでは、雇用サービスについては B2B 免税およびグループ控除の対象とならないことが明確にされている。したがって、顧客が同一の課税サービスを提供する他の登録事業者であること、またはサービスが同一グループ内の企業間で提供されることのみを根拠として当該免税措置・控除制度を利用することはできない。

企業への影響

2026 年版ガイドでは、経過措置（移行期間）は設けられていない。このような雇用サービスを受ける企業は、既存の契約関係、契約書、請求書および価格設定を見直し、追加のサービス税負担が生じる可能性について検討する必要がある。

また、このような雇用サービスを提供する企業においても、本改正がもたらす影響を評価するとともに、顧客との契約形態やサービス税法上の要件を踏まえ、サービス税に関する義務を適切に遵守していることを確認する必要がある。

本法律アップデートには、アソシエイトの Tan Wen Ying および研修生の Natalia Vera Aw が寄稿しました。

Important

- Authors should review the Firm's **content publication and marketing guidelines**, **sensitive topics**, **external communications guidelines** and **media policy** before starting to write.
- Authors must clear any client conflicts by following the **consent and clearance process for external publications** if the content mentions a client or a matter worked on by the Firm.

Submitting content: To facilitate the publishing process, all content should be submitted to the CPMU in final, publishable format using the client alert template, in compliance with the Firm's quality standards and previously reviewed by the English Language Editing Service, if necessary. Additional changes requested after the content has been submitted, even if seemingly minor, put undue stress on CPMU resources and slow the publishing process. Any content requiring substantial edits may be rejected.

Note: When submitting content, please consider whether this client alert is directly relevant to:

- Other areas of law
- Sector Groups (no more than two): Consumer Goods & Retail; Energy & Infrastructure; Financial Institutions; Healthcare & Life Sciences; Industrials, Manufacturing & Transportation; Technology

Additional modules covering these areas are selected in the Secondary module field on the **Legal Update ServiceNow form.**